平成２３年（フ）第３５２号
沖縄県浦添市宮城１丁目９番３号宜野座アパート302号室
債務者　又吉ヒサ子（旧姓渡嘉敷）
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１５６号
青森県青森市浪岡大字下石川字平野300番地
債務者　唐牛　敦子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１６５号
青森県弘前市大字若葉１丁目２番地14
債務者　工藤　智樹
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１９５号
松江市古志原５丁目６番32号　フォーレンス参番館101
債務者　芦原　知佳
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９７号
松江市東出雲町錦新町７丁目３番２―101号
債務者　平塚　祐二
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４号
長崎県雲仙市国見町神代丙184番地３、前住所福岡市博多区博多駅南３丁目５番１号
債務者　木村　敏之
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
山口県防府市大字台道1354番地の79　雇住４棟502号
債務者　角　　貴子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
山口市宮野上2868番地６
債務者　中山香保里（旧姓矢島）
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
山口県防府市大字牟礼1076番地の４
債務者　中村美代子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
山口県防府市牟礼今宿１丁目２番14号
債務者　山本　茂治
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９５号
山口市小郡下郷494番地７
債務者　山田　敏彦
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
山口市大内御堀2607番地１　ファミール周防206
債務者　久継　雅晴
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
山口市平井309番地２　２棟406号、前住所山口市今井町４番10―205号
債務者　天野　敦子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
山口県防府市大字西浦2241番地　県住５棟203号
債務者　栢原　伸宏
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
山口市下小鯖3776番地２
債務者　林　　弘美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
山口市平井1309番地12　ベルメゾン和101
債務者　大場　章太
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
山口市大内御堀2071番地18
債務者　西村　之秀
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係